

厚木市未来へつなぐ健康づくり条例の骨子

1 目的

この条例は、健康づくりの推進に関する基本理念を定め、並びに市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、市民の健康づくりを推進するために必要な事項を定めることにより、健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって全ての市民が生涯にわたり健やかで心豊かに暮らすことができる持続可能な社会の実現に寄与することを目的とします。

2 定義

- (1) 健康づくり 自らの心身の状態等に応じた健康の保持及び増進を図るための主体的な取組をいいます。
- (2) 事業者 市内で事業活動を営む者をいいます。
- (3) 地域団体 市内において活動を行う団体であって、営利を目的としないものをいいます。
- (4) 保健医療関係者 保健医療に関する専門的な知見を有し、市民に対して健康づくりのために必要な保健医療サービスを提供するものをいいます。
- (5) 教育機関等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する学校及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設をいいます。

3 基本理念

- (1) 自らの健康は自らつくることを基本として、市民一人一人が健康づくりへの関心と理解を深めるとともに、自らの心身の状態等に応じた健康づくりを継続的に行うこととします。
- (2) 市、事業者、地域団体、保健医療関係者及び教育機関等が連携を図りながら協力し、誰一人取り残さない健康づくりを推進するための必要な支援及び社会環境の整備に取り組むこととします。

4 市の責務

- (1) 市は、3 に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、健康づくりに関する総合的な施策を策定し、及び計画的に実施するものとします。
- (2) 市は、健康づくりへの気運の醸成及び健康づくりを行いやすい社会環境の整備に努めるものとします。
- (3) 市は、健康づくりの推進に資する情報を収集するとともに、当該情報を市民等に対して提供するものとします。

5 市民の役割

- (1) 市民は、基本理念に基づき、自らの健康は自らつくることを基本とし、健康に関心及び理解を深めるよう努めるものとします。
- (2) 市民は、かかりつけ医、かかりつけ歯科医及びかかりつけ薬局を持つとともに、特定健康診査、がん検診、歯科健康診査その他の健康診査の定期的な受診等により、自らの健康状態を把握し、継続的に健康づくりを行うよう努めるものとします。

6 事業者の役割

- (1) 事業者は、従業員の健康に配慮するとともに、従業員が健康づくりを積極的に行うことができる職場環境の整備に努めるものとします。
- (2) 事業者は、市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

7 地域団体の役割

地域団体は、市が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとします。

8 保健医療関係者の役割

保健医療関係者は、市民が健康の保持及び増進を図るために必要な保健医療サービスを適切に受けられるよう配慮するとともに、健康づくりに資する情報の提供その他の方法により、健康づくりに関する普及啓発に努めるものとします。

9 教育機関等の役割

教育機関等は、乳幼児、児童、生徒及び学生に対する健康教育等を通じて、健康づくりの推進に努めるものとします。

10 健康づくりの推進に関する計画

- (1) 市長は、健康づくりの推進に関する施策を実施するための計画（以下「健康づくり計画」という。）を策定するものとします。
- (2) 健康づくり計画は、次に掲げる事項について定めるものとします。
 - ア 健康づくりの推進に関する基本理念と基本目標
 - イ 健康づくりの推進に関する数値目標
 - ウ 前 2 号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項
- (3) 市長は、健康づくり計画の策定に当たっては、市民を始めとする関係者から広く意見を聴くものとします。
- (4) 市長は、健康づくり計画を策定したときは、その内容を速やかに公表するものとします。
- (5) 前 2 項の規定は、健康づくり計画の変更について準用します。

厚木市未来へつなぐ健康づくり条例の骨子

11 健康づくりの推進に関する施策

市は、次に掲げる事項に関する施策を積極的に推進するものとします。

- ア 身体健康づくりに関すること。
- イ こころの健康づくりに関すること。
- ウ 歯及び口腔の健康づくりに関すること。
- エ 前3号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために必要なこと。

12 身体健康づくりの推進に関する基本的施策

市は、11 健康づくりの推進に関する施策の（1）に規定する身体健康づくりについて、次に掲げる施策を実施するものとします。

- ア 食育に関する施策
- イ 身体活動及び運動習慣に関する施策
- ウ 飲酒及び喫煙に関する施策
- エ 生活習慣病の予防に関する施策
- オ がんの予防及び早期発見に関する施策
- カ 前各号に掲げるもののほか、身体健康づくりを推進するために必要な施策

13 こころの健康づくりの推進に関する基本的施策

市は、11 健康づくりの推進に関する施策の（2）に規定するこころの健康づくりについて、次に掲げる施策を実施するものとします。

- ア こころの健康に関する教育及び啓発活動に関する施策
- イ こころの健康に関する相談及び支援に関する施策
- ウ 前2号に掲げるもののほか、こころの健康づくりを推進するために必要な施策

14 歯及び口腔の健康づくりの推進に関する基本的施策

市は、11 健康づくりの推進に関する施策の（3）に規定する歯及び口腔の健康づくりについて、次に掲げる施策を実施するものとします。

- ア むし歯、歯周病その他の歯科疾患及び口腔機能の疾患の予防に関する施策
- イ オーラルフレイル（心身の機能の低下を招くおそれのある口腔機能の虚弱な状態をいう。）の予防及び対策に関する施策
- ウ 全世代にわたる定期的な歯科医療機関の受診及び歯科保健指導の活用促進に関する施策
- エ 歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な障がい者、介護を必要とする高齢者等に対する歯科口腔保健に関する施策
- オ 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりを推進するために必要な施策

15 協議会

- （1）市は、この条例の運用状況の点検等を行うため、市民等で構成する厚木市健康食育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置するものとします。
- （2）協議会の組織及び運営について必要な事項は、規則で定めます。

16 評価等

市長は、協議会の意見を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、この条例の運用状況を評価し、その結果に基づき必要に応じた措置を講ずるものとします。

17 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定めます。

18 条例の施行日

この条例は、令和9年4月1日から施行します。（予定）